

**三重県がん診療連携準拠点病院
及び三重県がん診療連携病院の
指定要件の見直しについて**



がん診療提供体制にかかる病院

国指定（「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」により）

がん診療連携拠点病院

- 国が定める指定要件を踏まえて都道府県知事が推薦したものについて、厚生労働大臣が指定した病院。
※「都道府県がん診療連携拠点病院」（都道府県に1カ所）と、「地域がん診療連携拠点病院」（原則、がん医療圏に1カ所）

地域がん診療病院

※三重県において指定を受ける病院はない

- がん診療連携拠点病院の無いがん医療圏に、都道府県の推薦を基に厚生労働大臣が指定した病院。
※がん診療連携拠点病院とのグループとして指定。

特定領域がん診療連携拠点病院

- 特定のがんについて都道府県で最も多くの患者を診療している病院について、国が定める指定要件を踏まえて都道府県知事が推薦したものを厚生労働大臣が指定した病院。
※指定を受けている病院は全国で1カ所のみ。

県指定（「三重県がん診療連携準拠点病院及び三重県がん診療連携病院の指定に関する要綱」により指定）

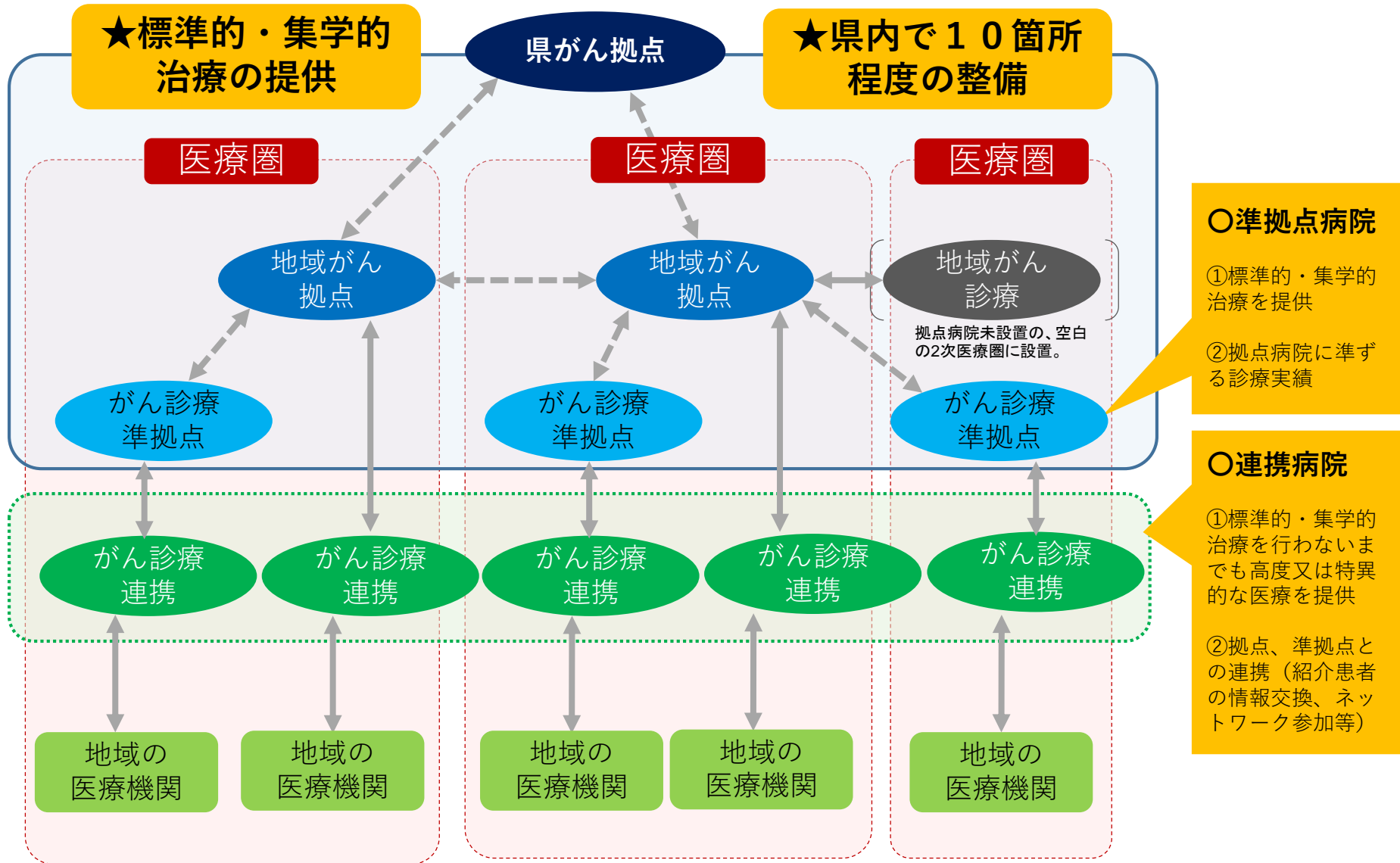
三重県がん診療連携準拠点病院

- 拠点病院に準じてがんの標準的・集学的治療を行う病院として、県が指定した病院。

三重県がん診療連携病院

- 拠点病院及び準拠点病院を補完する病院として、県が指定した病院。

三重県におけるがん医療提供体制のイメージ図



県内のがん診療連携拠点病院等の一覧

(R4.4時点)

| 二次医療圏 | がんの医療圏 | がん診療連携拠点病院 | | 三重県がん診療連携 準拠点病院 | 三重県がん診療連携病院 | |
|-------|--------|-----------------|------------------|--------------------|-------------------------------|--|
| | | 都道府県 | 地域 | | 「高度又は特異性 のある医療」を提供 する病院 | 「拠点病院や準拠 点病院では対応 しきれない医療を 補完する」病院 |
| 北勢 | 桑員 | | | 桑名市総合医療センター | いなべ総合病院 もりえい病院 | |
| | 三泗 | | 市立四日市病院 | 県立総合医療センター | 四日市羽津 医療センター | |
| | 鈴亀 | | 鈴鹿中央総合病院 | | 塩川病院 | 鈴鹿回生病院 |
| 中勢伊賀 | 津 | 三重大学医学部 附属病院 | | 三重中央医療センター | 藤田医科大学 七栗記念病院 | |
| | 伊賀 | | | | | 岡波総合病院 上野総合市民病院 名張市立病院 |
| 南勢志摩 | 松阪 | | 松阪中央総合病院 | 済生会松阪総合病院 | | 松阪市民病院 |
| | 伊勢志摩 | | 伊勢赤十字病院 (高度型) | | | 市立伊勢総合病院 |
| 東紀州 | 東紀州 | | | | | 尾鷲総合病院 |

がん診療連携体制の現状

現状

- 標準的・集学的治療を提供できる医療機関（拠点病院・準拠点病院）を県内に10箇所程度整備することをめざす。また、地域バランスを考慮するため、三重県地域医療構想に基づき県内を8地域に区分し、地域の人口規模を勘案して指定する。地域ごとの箇所数の上限は、概ね人口20万人程度を目安として設置する（三泗2箇所）。
- 東紀州区域については、人口の目安を満たしておらず、隣接する松阪区域への流出が多いため、一定の集約化として、松阪区域に準拠点病院を指定することで、東紀州区域の医療を補完することを検討する。（令和元年度第1回三重県がん対策推進協議会にて確認）

拠点病院・準拠点病院の整備箇所数（R4.4現在）

（津の(1)は外数で県拠点病院）

| 二次医療圏 | がん医療圏 | 人口 ※1 | 目標 | 現状 | 拠点病院 | 準拠点病院 |
|-------|-------|-----------|------|------|-------------|-------------|
| 北勢 | 桑員 | 213,412 | 1 | 1 | | 桑名市総合医療センター |
| | 三泗 | 370,440 | 2 | 2 | 市立四日市病院 | 県立総合医療センター |
| | 鈴亀 | 243,600 | 1 | 1 | 鈴鹿中央総合病院 | |
| 中勢伊賀 | 津 | 272,279 | 1(1) | 1(1) | 三重大学医学部附属病院 | 三重中央医療センター |
| | 伊賀 | 162,583 | 1 | 0 | | |
| 南勢志摩 | 伊勢志摩 | 216,459 | 1 | 1 | 伊勢赤十字病院 | |
| | 松阪 | 209,523 | 2 | 2 | 松阪中央総合病院 | 済生会松阪総合病院 |
| 東紀州 | 東紀州 | 63,584 | | 0 | | |
| 合計 | | 1,751,880 | 10 | 9 | | |

※1：令和2年国勢調査

【参考】県指定病院のこれまでの経緯①

経緯

平成22年度

- 国が指定する拠点病院に準じる病院として、県が指定する「三重県がん診療連携推進病院（以下、推進病院）」の指定制度を開始。
- 市立四日市病院、鈴鹿回生病院、松阪市民病院を推進病院に指定。

平成23年度

- 推進病院は拠点病院に近い指定要件であるが、県の実情等をふまえた要件の見直しを行った。
- 済生会松阪総合病院、四日市羽津医療センターを推進病院に指定。

平成24年度

- 上野総合市民病院を推進病院に指定。

平成26年度

- 桑名西医療センター、いなべ総合病院、市立伊勢総合病院、尾鷲総合病院を推進病院に指定。
- 平成25年度に拠点病院の指定要件が見直されたことをふまえ、推進病院の指定要件・運用の見直しを行った。
 - ・指定類型の見直し（「推進病院」を廃止し、「準拠点病院」、「連携病院」の2類型に。）
 - ・指定箇所数（県内を8地域に区分し、準拠点病院は拠点病院と合わせて概ね人口20万人程度に1箇所を目安に、県内10箇所程度の整備をめざす。連携病院は独自性・取組状況を重視するため、上限なし。）
 - ・指定期間の運用見直し（新たな指定類型を設けることから、十分な経過期間を確保するため、平成30年3月31日まで指定を受けることができることとした。）

平成27年度

- 新要件により、準拠点病院・連携病院の指定開始。準拠点病院・連携病院の指定にあたり、本年からがん対策推進協議会に諮ることとした。
- 県立総合医療センターを準拠点病院に指定。

【参考】県指定病院のこれまでの経緯②

経緯

平成28年度

- 連携病院の指定要件が抽象的内容だったため、平成28年度第1回三重県がん対策推進協議会において指定要件を具体化。
 - ・高度または特異性のある医療の提供内容の例示
 - ・患者割合の算出基準
 - ・拠点病院・準拠点病院との連携内容の明示

平成29年度

- 推進病院の経過措置期間が終了。
- 三重中央医療センターを準拠点病院に指定。

平成30年度

- 既指定推進病院のいなべ総合病院、四日市羽津医療センター、鈴鹿回生病院、上野総合市民病院、済生会松阪総合病院、松阪市民病院、市立伊勢総合病院、尾鷲総合病院を連携病院に指定。
- 桑名東医療センター（桑名市総合医療センター）、もりえい病院、塩川病院、藤田医科大学七栗記念病院、岡波総合病院を連携病院として新たに指定。（4年間）
- 平成30年度に拠点病院の指定要件が見直されたことをふまえ、準拠点病院の指定要件の見直しを行った。
 - ・診療体制、人員配置、診療実績のうち、放射線診断、放射線治療、病理診断に係る部分は必須要件から除外
 - ・患者割合の算出区域を、2次医療圏から地域医療構想区域へ変更

【参考】県指定病院のこれまでの経緯③

経緯

令和2年度

- 新要件により、準拠点病院を4年間指定。
- 令和元年度の協議会での審議時点で新要件を満たせなかった県立総合医療センター、三重中央医療センターは1年間の猶予措置を講じた。

令和3年度

- 済生会松阪総合病院を準拠点病院に、名張市立病院を連携病院に指定。
- 猶予措置を受けていた三重中央医療センターは要件を充足したため、継続指定。
- 県立総合医療センターは基準日において要件を充足していたが、一部要件を欠いたため、引き続き1年間の猶予措置を講じた。

令和4年度

- 桑名市総合医療センターを準拠点病院に指定。
- 猶予措置を受けていた県立総合医療センターは要件を充足したため、継続指定。

今回の整備指針の見直しのポイント

都道府県協議会の機能強化

- 希少がんや特殊な治療法についての役割分担
- 感染症のまん延や災害等におけるBCPに関する議論
- 都道府県内の診療機能および実績の収集・分析・評価・広報
- 診療従事者の育成および適正配置に向けた調整

更なるがん医療提供体制の充実

- がんリハビリテーションの体制整備
- 全ての診療従事者の緩和ケアへの対応能力の向上
- がん相談支援センターの周知に向けた取組

それぞれの特性に応じた 診療提供体制

- 希少がん・難治がんに対する対応
- 小児・AYA世代のがん患者に対する対応
- 妊孕性温存療法のための体制整備
- 高齢者のがん患者に対する対応

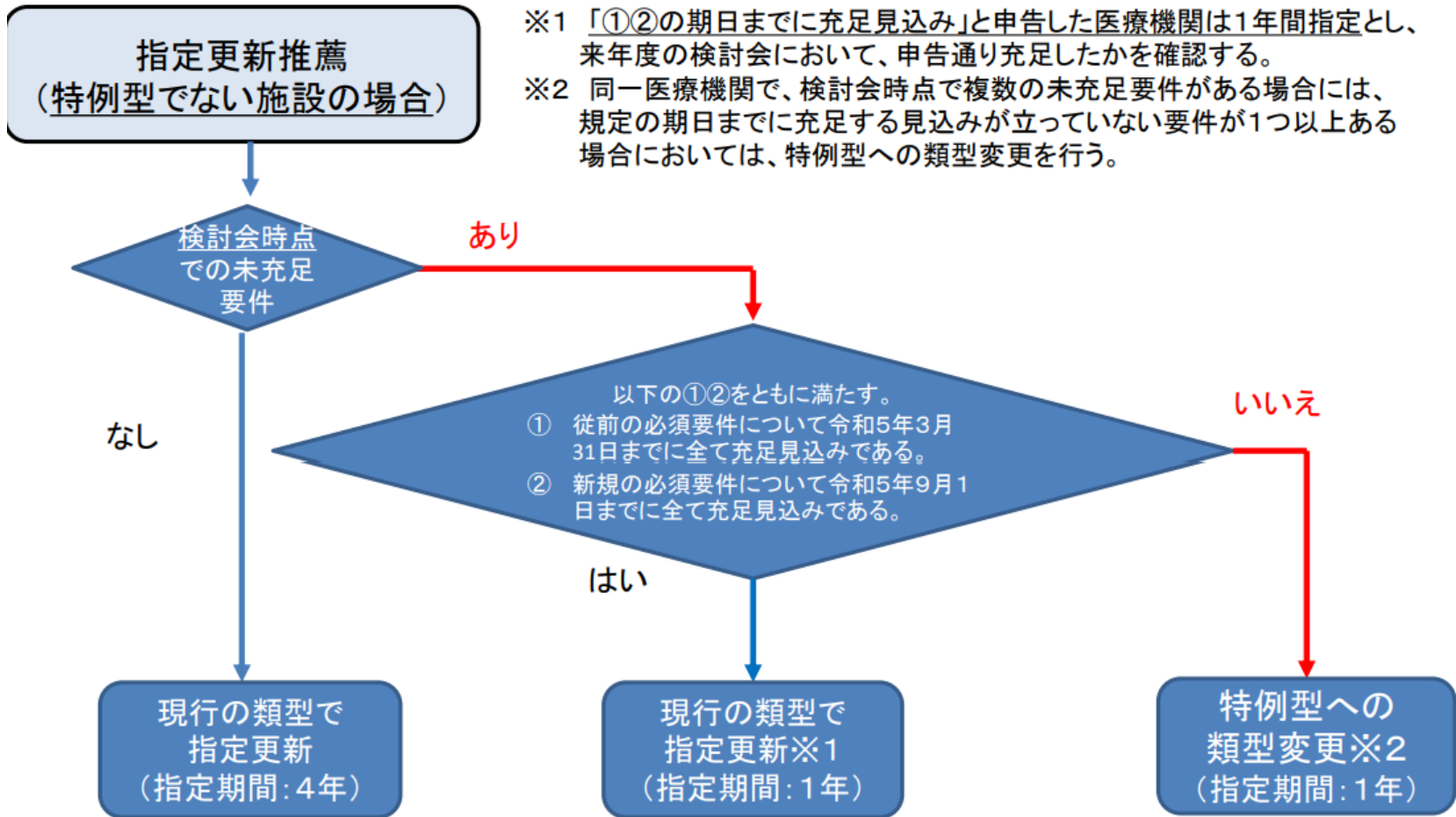
指定に関する課題の整理

- 地域がん診療連携拠点病院(高度型)の廃止
- 医師数が300人以下医療圏における緩和要件の原則廃止
- 要件未充足の際の指定類型見直しについての整理

国の整備指針の見直し内容

令和5年1月19日開催
第22回がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会資料1から抜粋

- 指定更新推薦の医療機関については、各医療機関から聴取した今回の検討会時点の要件充足状況(充足見込みを含む)を踏まえ、以下のように指定類型及び指定期間を決定してはどうか。なお、その際には、個別医療機関の審議は行わない。



- ※1 「①②の期日までに充足見込み」と申告した医療機関は1年間指定とし、来年度の検討会において、申告通り充足したかを確認する。
- ※2 同一医療機関で、検討会時点で複数の未充足要件がある場合には、規定の期日までに充足する見込みが立っていない要件が1つ以上ある場合においては、特例型への類型変更を行う。

見直しの方向性

全体的な方向性

現状

- 三重県では、がん医療圏を地域医療構想区域と同じ単位で8医療圏に設定している。
- 人口規模等を勘案し、拠点・準拠点病院を合わせて10箇所程度整備することを目途としている。
- 伊賀、東紀州の医療圏では、拠点・準拠点病院が指定されていない。

今後の方向性

- 令和5年度に行う次期がん対策推進計画の検討において、がん医療圏のあり方について議論を行う予定。
- がん医療圏をどのように設定するかを踏まえ、拠点・準拠点病院を何箇所設定するかを検討する必要がある。

最終的な要件は、上記の議論内容を踏まえ決定する必要があるため、**今回の協議会においては、要件の見直しの方向性についてご議論いただき、令和5年度の協議会において、最終的な要件を定めたい。**

見直しの方向性

三重県がん診療連携拠点病院

現在の主な要件

- 原則として、国が指定する「地域がん診療連携拠点病院」の要件をすべて満たさなければならない。
- 一方で、診療体制に係る「放射線診断」、「放射線治療」、「病理診断」に係る要件については、必須とはしていない。
- 診療実績については、病院が所在する地域の対象人口見合いとしている。

求められる役割

- 各がんの医療圏において、国が指定するがん診療連携拠点病院に準じた標準的・集学的治療を提供すること。

見直しの方向性

- 準拠点病院については、**求められる役割を踏まえ、現行通りの要件としてはどうか。**
- また、国におけるがん診療連携拠点病院等の指定指針が見直され、要件を満たさない場合は、「特例型」として指定する運用とされたことを踏まえ、**県の指針においても、要件を満たさない場合の運用について規定することとしてはどうか**（※）。

※これまでも、要件を満たさない場合は、特例措置を行ってきたところであるが、明文化することで、より明確な運用を行うため。

見直しの方向性

三重県がん診療連携病院

現在の主な要件

- 以下のいずれかを満たしている必要がある。
 - ①高度又は特異性のある医療を提供すること
 - ・特定のがん（小児・AYA世代のがん、希少がんなど）又は特定の治療方法に関する医療を提供していること。
 - ・当該2次医療圏内においてがん患者の緩和ケアに関して特別な役割を果たしていること。
 - ②当該病院が所在する2次医療圏における対象患者数が多く拠点病院等では対応しきれない医療の提供を行うこと
 - ・2次医療圏に拠点病院等がある場合
住民に占める患者割合が10%程度又は連携する拠点病院等の患者割合の3割程度
 - ・2次医療圏に拠点病院等がない場合
住民に占める患者割合が16%程度
- 以下の内容をすべて満たす必要がある。
 - ①拠点病院や準拠点病院で構成する連携体制やネットワーク会議等に参画しているなど、拠点病院等の各セクションやスタッフとの連携が図られていること
 - ・拠点病院等で構成する「三重県がん診療連携協議会」等の連携体制に参画していること
 - ・2次医療圏における拠点病院等で構成するネットワーク会議等に参加していること
（2次医療圏に拠点病院等がない場合は隣接する2次医療圏）
 - ・拠点病院等と個別に連携していること
 - ②連携病院等による治療期間中は、対象となる患者の同意を得たうえで、当該患者の診療情報を拠点病院や準拠点病院と相互に交換していること
 - ・三重医療安心ネットワークの活用等により、拠点病院等と対象患者の診療情報を交換していること

見直しの方向性

三重県がん診療連携病院

これまでの議論（R1第1回三重県がん対策推進協議会（R1.9.9））

- 連携病院の指定要件について、「高度又は特異性のある医療」を提供する病院と、「拠点病院や準拠点病院を補完する」病院の2類型が含まれており、県民によりわかりやすい情報提供を行うため、今後の協議会において見直しを検討することとした。
- 「拠点病院や準拠点病院を補完する」病院については、原則、現行の連携病院の制度を引き継ぐ。「高度又は特異性のある医療」については、国の特定領域がん診療連携拠点病院を参考に、指定要件について検討することとした。

【参考】特定領域がん診療連携拠点病院の指定要件

- 1 特定のがんについて、集学的治療等を提供する体制を有するとともに、標準的治療等がん患者の状態に応じた適切な治療を提供すること。また、当該がんについて当該都道府県内で最も多くの患者を診療していること。
- 2 地域がん診療連携拠点病院の指定要件を満たすこと。ただし、がんの種類に応じて必要な治療法が異なる可能性があるため、指定にあたっては地域がん診療連携病院の指定要件のうち満たしていない項目がある場合には、個別に指定の可否を指定の検討会において検討する。
- 3 緊急対応が必要な患者や合併症を持ち高度な管理が必要な患者に対して拠点病院等と連携し適切ながん医療の提供を行うこと。
- 4 特定領域における高い診療技術や知識を共有する観点から、拠点病院等との人材交流、合同のカンファレンス、診療業務や相談支援業務における情報共有等を行うよう努めること。

見直しの方向性

三重県がん診療連携病院

求められる役割

- 「高度又は特異性のある医療」を提供すること。
- 「拠点病院や準拠点病院を補完する」こと。

見直しの方向性

- 「高度又は特異性のある医療」について
 - ・ 特定領域がん診療連携拠点病院の指定要件において、「標準的治療等がん患者の状態に応じた適切な治療を提供すること」、「当該がんについて当該都道府県内で最も多くの患者を診療していること」が求められていることを踏まえ、**対象の「高度又は特異性のある医療」に関連する手術件数等の診療実績を要件とすることとしてはどうか。**
- 「拠点病院や準拠点病院を補完する」について
 - ・ 国のがん診療連携拠点病院等に関する指針においては、**都道府県内の医療機関間での役割分担を整理・明確化することが、求められているところ。**
 - ・ 一方で、連携病院に求められる役割を「拠点病院や準拠点病院を補完する」としているが、現在の要件では、地域における診療割合のみを要件としており、連携病院において、どのような役割を果たし、拠点病院等を補完するかが整理されていないところ。
 - ・ こうしたことを踏まえ、**診療割合のみを要件とするのではなく、連携病院が「補完」すべき役割を明確にし、その役割を果たすことができる病院かを判断するために、手術件数等の診療実績を要件とすることとしてはどうか。**

スケジュールについて

要件とすべき診療実績や、連携病院が補完すべき役割について、がん診療連携拠点病院等の関係者からご意見をいただいた上で、以下のようなスケジュールで指定要件を定めることとしてはどうか。

